

## 司会者不在の社会

2015年2月9日

筒井哲郎

### 1. 川内原発設置変更許可への異議申し立て会場

九州電力の川内原発1・2号機の設置変更許可申請に対して、昨年9月10日に原子力規制委員会は審査書を発行し、許可処分を決定した。それに対して、11月7日に全国の1500名が異議申し立てを行った。そして、今年1月21日15:00-18:15に原子力規制委員会で、15名の異議申立人が口頭意見陳述を行った。わたしもそのひとりとして15分間パワーポイントを使って意見を述べた(注1)。

ここでとくにご紹介しておきたいのは、その会場の設営の仕方である。というのは、会場へ入ることが許されたのは異議を申し立てた人たちだけで、報道機関も一般市民の傍聴者も入場を許さないという、異常な設営がなされたからである。

口頭意見陳述会の会場は、日ごろ規制委員会が審議を行っている原子力規制委員会・規制庁の広い会議室である。そこでは、部屋の半分が当事者の会議スペースとして使われ、半分が報道機関および傍聴者用にパイプ椅子が並べられるというのが常の姿である。しかるに、この度の会場は、部屋の奥に3人の規制庁職員(中間管理職)が並び、それに相対する形で意見陳述者の席が設けられて、ひとりひとり交代で進み出て意見陳述を行った。その後ろに2列の席が設けられて意見陳述者が控え、さらにその後ろに傍聴者席が設けられ、異議申立人の中から希望を提出した人たちが20-30人だけが傍聴するというしつらえであった。つまり、その席にいるのは、3人の規制庁職員と50人弱の異議申立人だけで、第三者たる報道機関も一般市民もないという異常な状況であった。

もうひとつ異常な点は、この席では、初めから規制庁職員は意見を言うこともせず、質問すらせず、ただ聴くだけというつもりだったのである。時間の関係で「今日は聴くだけだが、後日質問をする」というのかと思ったら、この次のステップは、いきなり規制委員会が「採用または不採用」の結論を通告するだけだという。普通社会的に対立する議論があれば、双方意見を尽くして、その上で結論を出すというのが民主主義社会の健全な手続きだと思うが、およそ市民の意見を聞く気はなく、門前払いすることを前提にしているとしか思えない手続きである。市民の側としては、仮に意見が通らなくても、双方の対話を通じて出された結論であれば納得する。そういうプロセスがあれば、社会参加や社会貢献に参加する気持ちをはぐくみ、自分たちの社会という認識をもってこの社会を愛する結果を生むはずである。それを一顧だにしない手続きと思われた。

### 2. 町奉行の白洲

異議申し立てというのは、一つの行政処分を行った機関（A）とそれに異議をもつ市民（B）との対立の場である。AとBとが対立して話し合い、合意を形成していくことを目指した社会的な手続きである。そのためには、AとBが対等に話し合うという場のしつらえが必要である。そして、通常そういう対話を成立させるためには、中立の「司会者」が間に立って、両者の意見を仲立ちし、論点を整理し、最後には結論を導くものである。これが、公平の原則である。

これに対して、行政権力をもつ者が司会者を立てずに、意見聴取と最終決定をするという場の設定は、江戸時代の町奉行の白洲での議論である。北町奉行大岡越前守がとりたてて人気があるのは、相手の意見や事情をよく斟酌して、権力側の一方的な意思を押し付けることをしなかった、という点にある。逆読みすれば、それが多くの町奉行の中で例外であったからこそ、後世に語り伝えられたともいえよう。

理屈はともかく、意見陳述している間じゅう、わたしは不愉快な思いが胸元にこみ上げてくるのをずっと感じていた。正面に座っている規制庁職員は黙って聞いている。しかし、その論理の当否をかれらが傾聴して理解する必要性はない。いわば聞いても聞かなくても、どちらでも良い（実際聴取者三人の一人である中桐総括補佐は、しばしば出入りして着席時間が半分以下であった）。そういう環境で精一杯の意見を陳述している自分は、白洲で平伏して「なにとぞお奉行様、お聞き届けを」と嘆願している町人のひとりとしか考えられないからだ。しかも、前方の席に座っているのは、規制委員会委員長ではない。その下部機構である規制庁の中間管理職である。つまり、お奉行様ではなくてせいぜい与力である。「なにとぞお奉行様に良しなにお執り成しを」と嘆願しているようなものである。

### 3. トランスサイエンスの問題と司会者の役割

原発のように便益も被害も何百万人・何千万人という市民が否応なく巻き込まれる巨大な技術システムを推進するか廃止するかという種の問題は「トランスサイエンスの問題」と名付けられている（注2）。そこでは、わずかな行政担当者や政治家が決めるのではなくて、関係する多くの市民が対話を重ねて意思決定するべきと認識されている。そして、大勢の市民が議論するには中立の立場をとり、その問題に理解が深い司会者（ファシリテーター）が必要である。日本でもいくつか社会実験的試みはなされているが、アメリカでは広範に行われているそうである。この意見陳述会の直後に、『朝日新聞』福井総局の山田記者の記事を読んでショックを受けた。以下に少し長い引用する（注3）。

米国では、原発のありとあらゆることで、市民に国に対して物を申す機会が与えられていた。

原発14基が集中する福井県で原発問題を取材してきた私は、2013年9月から

昨年6月まで、世界最多の原発大国・米国のエネルギー事情を現地で調べた。それをもとに昨秋、福井県版で「曲がり角の原発大国 米国の事情」を連載した（中略）。

渡米した頃、放射性廃棄物に関する米原子力規制委員会（NRC）の公聴会（public meeting）が全米各地で開かれていた。のぞいてみると、驚きの連続だった。

運転開始から43年になるピルグリム原発がある米東海岸のマサチューセッツ州。公聴会が始まる前、会場の受付で名前を書いていると、スタッフから「何か発言しますか？」と尋ねられた。あわてて「外国人なので」と断ったが、事前に申し込めば、誰でも発言や質問ができるという。

公聴会を仕切るのはNRCの職員ではなく、プロの「ファシリテーター」（進行役）だった。「NRCびいきの進行だろう」と思っていたら逆だった。参加者からの質問に、あるNRC職員がきちんと答えないと、ファシリテーターは「君じゃダメだ」と他の職員を指名した。質問を「いい視点だ」と褒めたり、分かりやすく言い換えたりして、議論の場を和ませた。一方で、制限時間を超えて発言する参加者や度を超えたヤジはいさめていた。

参加者の発言の応酬も見応えがあった。

「原子力がなぜ安全だと言えるのか。技術者、科学者が知っているのはほんの一部だ」と言う人もいれば、「自分が廃棄物処分の技術を向上させるので安心してほしい」と話す大学院生もいた。反原発団体や原発労働者たちも出席し、自分に近い意見が出るたびに拍手が起こった。

その光景を見ながら思い出していたのが、日本での原発議論だった。

2012年夏、民主党政権時代に開かれた「エネルギー・環境の選択肢に関する意見聴取会」は、2030年の電力に占める原子力の割合について「国民の皆様よりご意見を直接いただく」のが目的だった。だが、参加者は抽選で絞られ、意見の表明者は10人前後。電力関係者に発言の自粛が求められたのも、違和感があった。その後の政策にいかそうという動きもない。あれは何だったのだろうかと今でも思う。

同じ年の6月、福井県で関西電力大飯原発3、4号機の再稼働について県の原子力安全専門委員会が開かれた。再稼働に反対する市民らが傍聴席で不規則発言を繰り返したため、委員は別室に移り、非公開の中で再稼働へのゴーサインを出した。こうしたことがたびたびあると、行政や専門家は「公聴会を開いても、反原発の市民が騒ぐだけ」と考えるし、市民も「自分たちの意見を聞かない」とストレスがたまる。互いに不信感を抱くようになる。

米国では104基の商用原発があったが、2013年だけで4基が閉鎖になった。運転中なのは100基を割り込む。

NRCは原発の新設、運転の延長、廃炉などのあらゆる過程で公聴会を開くと決めている。開催は年間1千回以上。専門家の会合を公開するだけの場合もあるが、年に

一度は必ず、すべての原発の立地地域で事業者が参加する会も開いている。遠方から電話でも参加できるし、やりとりはすべて文書で公開される（中略）。

米国で、より多くの批判的な意見を採り入れることで規制が強化され、原発の安全が高められていくのだと知った。「これで安全」というゴールはなく、常に規制は見直され、議論され続けなければいけない。そのためには、米国の公聴会のような市民参加の場をつくっていくことが日本でも必要だ。

日本の公聴会は、ヤラセや人数制限・時間制限など、そもそも市民の意見を聞く気が無いという姿勢があらわなことが多い。そして行政当局は、司会者を立てて、市民と対等に話し合うという姿勢が無いのが実情である。

#### 4. 社会の司会者たる司法の崩壊

33年間にわたって裁判官を務め、現在は大学で法学を教えている瀬木比呂志氏は体験をもとに、司法が行政にコントロールされている様子を赤裸々に記載している（注4）。つまり裁判所の中で、人事管理を強化することによって、行政の意思に沿うような判決が出されている。もちろん、原発訴訟も例外ではない。

司法は、社会の意見対立に対する司会役・ファシリテーターである。その司法が市民たちの信頼を2000年以降顕著に失っていることを述べている。

今日、安倍首相以下は司法をないがしろにすることに力を注いでいる。いわく「解釈改憲」「秘密保護法」など。

大岡越前守を待望する庶民という構図は拒否しなければならない。

注1. 筒井の提出資料は下記。

意見陳述書 <http://tinyurl.com/mwsvynt>

資料 <http://tinyurl.com/klwp9de>

注2. 小林傳治『トランスサイエンスの時代』。

注3. 「核レポート 物申すアメリカ」『朝日新聞 DIGITAL』2015年1月20日

<http://digital.asahi.com/articles/ASH1B0PYNH19PGJB00P.html>

注4. 瀬木比呂志『絶望の裁判所』講談社現代新書、2014年、および『ニッポンの裁判』同、2015年。